

平成 22 年度予算編成方針

昨年来の世界的な不況の中、国による経済危機対策等により一部企業においては底打ち感が見られるものの、現在の失業率が戦後最大の水準にあるなど依然として厳しい状況が続いています。

また、8月に実施された衆議院議員選挙により政権政党の交代があり、公約であるガソリン税の暫定税率の廃止、こども手当の創設等新たな政策の推進とともに、個別補助金に代わる地方一括交付金の検討など国と地方の財政調整・財源補償制度の変革が予想されます。

0.407という財政力指数が示すように国依存型である本市財政にとって、その影響が懸念され、予算編成過程においてその動向を注視していく必要があります。

現在のところ本市の健全化判断比率は基準以下ですが、市税、特に法人市民税の落ち込みが懸念されること、また、下水道事業の償還に係る繰出金の増加が見込まれることによる諸指標の悪化が予想されることから、合併算定替による約19億円にも上る普通交付税額が確保できる期間での行財政基盤の確立が求められます。

一方、平成20年4月1日の合併に伴い、平成21年度から平成28年度までの新たなまちづくりの基本となる「村上市総合計画」の策定作業を進めてきました。

本総合計画の策定にあたっては、より財政に裏付けられた実行性の高い計画となるよう「村上市総合計画審議会」からの要望を受け、すべての事業の検証を行ってきたところで

す。

本市の財政を巡る厳しい環境が当面、好転することが期待できないことを考慮すれば、限りある財源の中で、村上市行政改革大綱実施計画による従来にも増した無駄の排除、一層の効率化を図り、施策の実行性を高めていくため、平成22年度の予算編成から特別会計を含めたシーリングの設定を行います。

第1 基本的事項

1 予算編成の基本的な考え方

- (1) 適正な年間所要額を見積もってください。なお、年度途中の補正は、制度改正や国県補助金の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、または当初予算で見積不能及び不確定な要素等により留保となるもの以外には行いません。
- (2) 「行政改革大綱実施計画」及び「施設見直し計画」に則り要求してください。

2 歳出予算要求基準（枠配分）

枠配分の設定根拠及び各課単位の要求の上限額を別紙「平成22年度予算の枠配分について（通知）」のとおりとします。

なお、あくまでも要求上限額であり査定額ではありません。

3 政権交代による変革への対応等

- (1) 政権交代により制度が大幅に変わる事業について、その動向を注視してください。
- (2) 年度途中を含め、**国県等補助事業の市単独事業への振替は一切認めません。**

第2 歳入に関する事項

1 市税

景気動向や税制改正の動向を十分に勘案し、課税客体の把握に努めてください。
また、税収は財政運営の基軸であり、収納率の向上、滞納繰越額の圧縮を反映した要求としてください。

2 分担金・負担金

受益者負担の原則に基づき、事業の原則、受益の限度等を十分検討し見直しを行ってください。

3 使用料・手数料

事業との関連及び原価積算等に留意し、的確に見積もってください。併せて、適正な受益者負担となるよう見直しを実施してください。

4 国県支出金

- (1) 政権交代による影響、税源委譲を含めた制度改正等の情報収集に努め適正に見積ってください。特に廃止又は補助基本額、補助率、負担区分、対象経費の変更等に十分注意してください。
- (2) 地方分権時代を踏まえ主体性を確保し、本市への適合性、必要性及び事業効果について十分検討し、翌年度以降も実施予定の枠配分方式を考慮の上、安易に受け入れることなく選択的導入に留意してください。

5 財産収入

未使用財産、遊休財産については、今後の利用の可能性を考慮し、売却可能なものから優先的に処分を進めてください。

6 諸収入

可能な限り収入の確保に努めるとともに、過去の実績等を参考に適正に見積ってください。

第3 歳出に関する事項

1 人件費

- (1) 職員給与費については、平成21年度の現員現給に定期昇給分を見込み積算してください。(人事係から別途通知します)
- (2) 時間外勤務手当については、現員職員数と業務量の関係から真に止むを得ない時間に限るものとしますので、別途通知する「時間外勤務手当年間計画書」を提出してください(財務会計システムへの入力はありません)。
なお、時差出勤や振替・代休制度の徹底や事務事業の見直しにより削減に努め、平成21年度当初予算現額を超えない範囲で要求してください。
- (3) 人件費に国県支出金の充当が可能なものについては、当初予算から財源として積極的に対象としてください。
- (4) 最終的には人事係と調整のうえ決定します。

2 物件費等

(1) 賃金

事務補助員賃金については、平成21年度予算同様に長期病欠、産休、育休代替等、臨時的なもので真に止むを得ないもの以外は予算化しない方針です。
また、最終的に、配置にあたっては人事係で調整の上決定します。

(2) 旅費

全国大会や通常業務の研修等、形式的な会議等への出席旅費については認めない方針です。また、出席回数や人数の見直しを実施し経費の節減に努めてください。

なお、要求にあたっては新市旅費規程を十分に理解のうえ積算してください。

(3) 修繕料

施設維持修繕費について、施設の現況、整備計画及び緊急性等を考慮して積算してください。

(4) 印刷製本費

慣例で発行することのないように、目的、効果等、必要性を十分に精査するとともに、広報誌やホームページの活用を最大限に検討し積算してください。

(5) 委託料

安易に委託することなく、費用対効果や必要性を十分検討してください。また、既存業務についても、委託の必要性を含め内容・方法の検討を行ってください。

(6) 使用料・借上料

更新時期を迎える機器リースなどについては、再リースを原則としますので、使用頻度、消耗度を精査し要求してください。

3 補助費等

(1) 補助金・負担金

村上市行政改革推進本部で決定された「補助金の今後の方針」に基づき要求してください。なお、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めてください。

(2) 報償費

単に前年度実績等によることなく、人数、回数、単価も含め事業内容の見直しを進めてください。

4 投資的経費及び繰出金

「平成22年度予算の枠配分について（通知）」に基づき要求してください。

5 貸付金

利用状況、行政効果及び貸付条件等制度全般について見直すとともに、情勢の変化に適合した効果的な制度となるよう努め、必要最小限の範囲内で見積もってください。